

株式会社GREENCOLLAR 第3期決算公告

貸借対照表

令和 4年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>234,088</b>	<b>流動負債</b>	<b>923,845</b>
現金及び預金	10,082	一年以内返済長期借入金	907,000
売掛金	576	未払金	15,796
貯蔵品	2,817	未払費用	240
前渡金	3,975	未払法人税等	492
前払費用	450	未払事業所税	35
未収還付消費税等	9,117	前受金	185
短期貸付金	207,069	預り金	96
未収入金	0		
<b>固定資産</b>	<b>598,975</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,614</b>
(有形固定資産)	127,832	資産除去債務	10,954
構築物	82,157	繰延税金負債	3,660
機械及び装置	9,724		
車両運搬具	3,424		
工具器具備品	5,603	<b>負 債 合 計</b>	<b>938,459</b>
育成仮勘定	36,795		
減価償却累計額	9,873		
(無形固定資産)	23,449	<b>純 資 産 の 部</b>	
商標権	7,558	<b>株主資本</b>	<b>104,460</b>
意匠権	1,408	資本金	22,500
ソフトウェア	7,800	資本剰余金	22,500
ソフトウェア仮勘定	6,683	資本準備金	22,500
(投資その他の資産)	447,693	利益剰余金	149,460
関係会社株式	446,034	その他利益剰余金	149,460
長期預け金	1,658	繰越利益剰余金	149,460
<b>繰延資産</b>	<b>935</b>		
創立費	935	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>104,460</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>833,999</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>833,999</b>

当期純利益：△80,384千円

# 個別注記表

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式…………… 移動平均法による原価法によっております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品…………… 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産…………… 定額法によっております。  
無形固定資産…………… 定額法によっております。
4. 収益及び費用の計上基準  
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用  
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。  
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。  
この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。
2. 時価の算定に関する会計基準等の適用  
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、この変更により計算書類に与える影響はありません。

## (表示方法の変更)

前事業年度において「販売費および一般管理費 - その他」に含めて表示していた「調査研究費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、当社が主な事業としているぶどうの生産、加工及び販売事業における製品及び商品の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

1. 製品及び商品の販売に係る収益

製品及び商品の販売については、引渡時点に顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

なお、出荷時から製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項  
普通株式…………… 4,500株

(1株当たり情報に関する注記)

- |              |          |
|--------------|----------|
| ・ 1株当たり純資産額  | 23,213千円 |
| ・ 1株当たり当期純損失 | 17,863千円 |

(その他の注記)

1. 以上の記載は表示単位未満を切り捨てて表示しております。